資料４

検討項目

Ⅰ　事前調査を行う者の要件

１　趣旨及び検討の方向性

　　現在、石綿の調査に関して、官民の複数の講習制度等がある。労働安全衛生法に基づく「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（技術上の指針公示第21号。以下「大臣指針」という。）において、事前調査は、そうした石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うよう推奨しているが、法令上の要件として定めていない。

　　一方で、事業者が事前調査を実施したものの、石綿含有建材を把握漏れした事案が指摘されている。【関連：資料５】

　　こうした事案の防止を図るため、建築物等の事前調査を行う者について、一定の要件を定めることとし、具体的内容の検討を行うものである。

２　検討事項（案）

（１）要件の内容【関連：参考資料１】

　【論点】

　　ア　事前調査を行う者に対して求める要件はどのような内容とすべきか。他分野における調査を行う専門家と一体的に育成することが効率的・効果的であることを踏まえ、新たな講習制度（参考資料２）を活用することを検討してはどうか。その他、どのような制度をどのように活用すべきか。

（２）要件を必要とする解体・改修等作業の範囲等

　【論点】

　　ア　上記アの要件を求める解体・改修等対象の範囲はどのようにすべきか。

1. 事前調査が義務づけられているすべての範囲
2. Ⅱ２（１）の届出の範囲
3. その他

　　イ　上記アの要件を求める事前調査における行為はどのようなものにすべきか。下記Ⅲ２（１）（事前調査の方法）および（２）ウ（記録すべき主要な判断等を行った者）とあわせて検討してはどうか。

Ⅱ　事前調査結果に関する届出等

１　趣旨及び検討の方向性

　　建築物の解体等作業において、石綿含有建材の使用が判明した後も、労働基準監督署に届出を行わず、労働者の石綿ばく露防止措置が適切に講じられないまま石綿除去等作業が進められた事案が指摘されている。【関連：資料５】

　　こうした事案の防止を図るため、不適正な事前調査を牽制する効果が働くような枠組みとして、一定の解体・改修作業について、石綿の有無にかかわらず、事前調査の結果の概要を労働基準監督署に届け出る仕組みを導入することが適当と考えられる。

当該届出制度については、不適正な事前調査を牽制する観点から、

・幅広い範囲を対象とし、行政や事業者の実務を踏まえ、年間でおおよそ数十万件程度とするとともに、

・窓口での書面審査を目的とした届出ではなく、数多くの届出の中から立入り対象を抽出する目的の届出とする

　ものとし、その具体的内容の検討を行うものである。

２　検討事項（案）

（１）届出対象の具体的な範囲

　【留意点】

・検討に当たって特に考慮すべき要素としては、①不適正な事前調査に対する牽制対象として適当か否か、②規制内容が分かりやすいものであるか否か、があるのではないか。

・上記①については、具体的には、石綿粉じんの発散リスクの高いもの（例：工事の規模、建材の種類）に留意すべきではないか。

・上記②については、具体的には、(1)労働安全衛生法令における既存の石綿に関する届出対象との包含関係、(2)他法令の届出対象との包含関係に留意すべきではないか。

【論点】

ア　建築物の解体工事については、上記留意点を総合的に勘案し、例えば、建設リサイクル法の届出対象（80㎡以上）と同様としてはどうか。

イ　労働安全衛生法令・大気汚染防止法に基づく届出範囲を包含するよう、建築物に係る吹付け材、保温材・耐火被覆材・断熱材（石綿なしの場合を含む）の除去（改造・補修を含む）・封じ込め・囲い込み作業を対象としてはどうか。

　　ウ　ア・イ以外の工事（改修工事等）については、どのようなものを対象とすべきか。【関連：参考資料４，５】

（２）届出の具体的内容

　【留意点】

　　・検討に当たって特に考慮すべき要素としては、①事業者の負担が少ないこと、②数多くの届出の中から労働基準監督署が立入り対象を抽出できるよう基礎的な情報が含まれていること、が挙げられる。

・上記①について、具体的には、(1)選択肢等の簡易な記入方法を採用すること、(2)記入事項は、対象工事に際して事業者が整理・入手する情報を基本とすること、に留意して検討してはどうか。

・上記②については、具体的には、(1)建材の種類・石綿の有無など調査結果の概要が分かること、(2)建築物の基礎的な情報、が必要と考えられる。

【論点】

　ア　届出の記入事項のうち、事前調査結果等については、資料６を叩き台として本WGにおいて検討してはどうか。

　　イ　届出の記入事項のうち、ア以外の項目（事業者情報や建築物情報等）は、上記の留意点を考慮して定めることとしてはどうか。上記以外に留意すべき点はあるか。

（３）届出の方法

【留意点】

　　・検討に当たって特に考慮すべき要素としては、①事業者の負担が少ないこと、②労働基準監督署の受付事務の負担が少ないこと、が挙げられる。

【論点】

ア　上記①の観点から、届出制度施行後の可能な範囲でなるべく早期に、電子申請による届出システムを稼働することとし、その際には、電子署名の省略など簡易な方法による届出を可能としてはどうか。

イ　上記①の観点から、簡易な届出方法となるよう、電子申請システムの構築段階において、事業主団体等の協力を得つつ、届出を行うことになる事業者に対する模擬画面の提示や意見聴取を経て、システム設計に反映させるプロセスを経ることとしてはどうか。

ウ　上記②の観点から、システム稼働後は、電子申請による届出を原則としてはどうか。その場合は、必要に応じて事業主団体等の協力を得つつ、電子申請の義務化の実行可能性を調査し、必要に応じて例外を定めることとしてはどうか。

（４）届出の徹底を促進する仕組み

【趣旨等】

　　事前調査結果の届出制度が機能するための出発点として、届出が徹底されることが重要である。

　　届出の徹底を図るため、労働基準監督署等による指導以外にも、届出が徹底されるような仕組みを設けることができれば、一層、届出制度が効果的に機能すると考えられる。

【論点】

ア　届出の徹底を促進する観点から、電子申請による届出については届出が行われたこと及びその内容（※）を厚生労働省のウェブサイト等に掲載し、それを周辺住民等が確認でき、また、無届出事案が特定しやすくなるようにしてはどうか。

　（※）いわゆる情報公開法の不開示情報のような情報は除く。

イ　解体改修作業に伴う掲示事項として、届出の有無および要否等を追加し、周辺住民に対して周知を図ってはどうか。（Ⅳ２ウで再掲）

（５）その他

【論点】

　ア　（１）アのとおり建築物の解体工事（80㎡以上）を届出の対象とする場合には、必ずしもすべてを一括で届け出ることを要せず、順次、届出を行って差し支えないこととしてはどうか。（例えば計1,000㎡の解体工事を施工する場合において、例えば複数の棟がある等により、200㎡、50㎡、750㎡と順次、施工する場合には、３回に分けて、届出を行って差し支えないこととする）

Ⅲ　事前調査の具体的な方法・記録内容

１　趣旨及び検討の方向性

　　事前調査において建築物等を調査する際の方法等については、大臣指針や通達等において様々な内容を示してきており、これまでに事前調査に関する技術的知見が一定程度集積してきている。

　　こうした状況を踏まえ、事前調査の精度の確保・向上を図る観点から、事前調査において建築物等を調査する際の方法や記録内容に関する要件等について、その具体的内容の検討を行うものである。

２　検討事項（案）

（１）方法

　【論点】

　　　例えば、建築物に係る事前調査の方法として、以下のような要件等を検討してはどうか（※試料採取については別途検討）。

　　ア　現地調査は必ず行うこととしてはどうか（労働安全衛生法による石綿等の製造等禁止が施行されて以降に着工した建築物又はその部分を除く）。

　　イ　現地調査については、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分を含め、解体改修作業に関わるすべての部位を対象とすることとしてはどうか。

　　　　ただし、事前調査が困難な箇所は、着工後、確認を行うことで差し支えないこととしてはどうか。そうした箇所としてどのようなものがあるか。

　　ウ　同一と考えられる材料の範囲について、客観的かつ合理的に判断することとしてはどうか。

その際の具体的な目安・基準はどのようにすべきか。例えば、同一ロットのものであれば「同一と考えられる材料の範囲」としてはどうか。また、例えば、表面仕上げが同一色であることを以て、同一と考えられる材料の範囲だと判断せず、天井板であれば点検口から裏面を確認することとしてはどうか。

　　エ　石綿を含有する可能性のある建材について石綿含有なしと判断する方法としては、分析による方法のほか、①当該建材について商品を特定し、かつ、②当該商品についてメーカー証明・情報と照合する方法によることとしてはどうか。

　　　　上記①の特定方法としては、何があるか。例えば、①建材の表示（印字等）の確認、②印字等のない建材について専門知識を有する者が商品を判断すること、を示してはどうか。

　　　　上記②の証明に当たっては、メーカーはどのような確認を行うべきか。例えば、証明に当たって、①原材料の変動性、②生産ラインにおける異物混入防止措置の状況、③分析による原材料又は製品の品質確認状況、等を考慮すべきことを示してはどうか。

（２）記録

　【論点】

　　　例えば、建築物に係る事前調査の結果の記録について、大臣指針に定める記録項目を踏まえつつ、例えば以下のような観点から、具体的な内容を検討してどうか。

　　ア　解体改修作業に携わる労働者に石綿含有建材の使用箇所を的確に伝えられるよう、石綿含有建材の使用箇所を特定する形で記録することとしてはどうか。

　　　　特定できる形の記録としては、部屋・部位等を特定できる形での、①図示、または②言語による記述、が挙げられるが、何か条件等を付すべきか。

　　イ　石綿を含有する可能性のある建材について、石綿含有なしと判断した場合は、その判断根拠を記録することとしてはどうか。

判断根拠の記録としては、例えば、

　　　・分析の場合は、①試料採取箇所の特定できるもの（写真またはスケッチ等）、および②判定基準の含有率・対象の石綿・分析年月日・分析者の特定等（分析機関の分析結果報告書）

　　　・分析によらない判断の場合は、①特定した商品名等（記載または表示の写真など）、および②当該商品等についてメーカーが非含有を証明した事実のわかる書面

　　　を要件としてはどうか。（※分析結果報告書の要件は別途検討）

　　ウ　事前調査に携わる者の役割（責任）分担を明確にするため、主要な各判断等について、それぞれ当該主要な判断等を行った者を記録してはどうか。

　　　　「主要な判断等」としては、例えば、

・（１）イの対象を網羅していることの確認

・（１）ウの範囲の判断

を含めてはどうか。また、上記Ⅰ２（２）イ（要件を求める事前調査の行為）とあわせて検討してはどうか。

Ⅳ　その他の事前調査に関する具体的事項

１　趣旨及び検討の方向性

　・事前調査結果の記録を法令上義務づけており、その保存期間は大臣指針において示しているが、法令上において規定はない。

　・事前調査結果の記録を現場に備え付けることについては、大臣指針等で示しているが、法令において規定はない。

２　検討事項（案）

【論点】

ア　事前調査結果の記録の保存期間を法令上定めてはどうか。

　イ　事前調査結果の記録を現場に備え付けることを一層徹底してはどうか。

　ウ　解体改修作業に伴う掲示事項として、届出の有無および要否等を追加し、周辺住民に対して周知を図ってはどうか。（Ⅱ２（４）イの再掲）

Ⅴ　その他

【論点】

　　その他、事前調査の精度の確保・向上等を図るため、検討すべき事項はあるか。